

沖縄農林水産物条件不利性解消事業費補助金実施要領

令和7年3月28日 府政沖第133号
改正 令和8年3月27日 府政沖第122号

(通則)

沖縄農林水産物条件不利性解消事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第22条の規定に基づき、沖縄農林水産物条件不利性解消事業費補助金の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

第1 事業の種類

沖縄農林水産物条件不利性解消事業費補助金の事業の種類は、次のとおりとする。

1. 条件不利性解消事業
2. 流通環境整備事業

第2 実施主体

実施主体は、沖縄県とする。

第3 補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1. 委託費
沖縄県が実施する第1の2.に掲げる事業の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費
2. 事務費
通信運搬費、役務費、消耗品費、借料・損料、会議費（弁当代・お茶代は除く。）及び備品費
3. 補助金
沖縄県が実施する第1に掲げる事業に要する経費に対して助成する場合における当該助成に要する経費
4. 賃金
補助事業の実施に当たり雇用された職員の報酬、諸手当、共済費及び通勤手当

第4 補助金の額

各事業における補助金の補助額は、次のとおりとする。

1. 条件不利性解消事業
補助額は、補助対象事業者が負担する輸送費に限る。
年間輸送額（税抜）から年間出荷量を除いた額を1キログラムあたりの年平均輸送単価とし、各支援の補助額を次のとおりとする。ただし、一般消費者への輸送費及び社内取引に係る輸送費は、対象外とする。
(1) 県外出荷支援
次のア、イの対象区分ごとのいずれか低い額に、県外出荷重量を乗じて算出

した額とする。

ア 補助事業年度における補助対象事業者毎の1キログラムあたりの年平均輸送単価(税抜)

イ 別表1「基準額」欄に掲げる金額

(2) 北部・離島地域振興支援

次のア、イのいずれか低い額に、域外出荷重量を乗じて算出した額とする。

ア 補助事業年度における補助対象事業者毎の1キログラムあたりの年平均輸送単価(税抜)

イ 別表1「基準額」欄に掲げる金額

2. 流通環境整備事業

1件あたりの補助上限額は、20,000千円とする。

第5 県産農林水産物の範囲

県産農林水産物とは、沖縄県内で生産された農林水産物(水産物については県内で水揚げされたものをいう。)をいい、別表1に掲げる対象区分のとおりとする。

第6 補助金交付要綱等の協議

知事が補助金交付要綱及び実施要領を制定又は改正するときは、あらかじめ内閣府政策統括官(沖縄政策担当)に協議しなければならない。

附 則

本要領は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、令和8年4月1日から適用する。

別表 1 (基準額)

発地	着地	輸送方	対象区分	基準額 (円/kg)
沖縄本島	県外	航空	青果物	5 0
			花き	6 4
			畜産物	9 1
			鮮魚等	7 7
			モズク	8 0
		船舶	青果物	1 7
			花き	2 7
			畜産物	1 3
			鮮魚等	1 8
			モズク	8
宮古島	県外	航空	全区分	9 8
		船舶	全区分	2 8
	沖縄本島	航空	全区分	7 3
		船舶	全区分	1 7
石垣島	県外	航空	全区分	1 0 9
		船舶	全区分	2 6
	沖縄本島	航空	全区分	7 7
		船舶	全区分	2 5
久米島	県外	航空	全区分	1 9 6
		船舶	全区分	2 0
	沖縄本島	航空	全区分	1 1 9
		船舶	全区分	1 3
南大東島 北大東島	県外	航空	全区分	—
		船舶	全区分	—
	沖縄本島	航空	全区分	1 5 4
		船舶	全区分	7

多良間島	県外	航空	全区分	—
		船舶	全区分	—
	沖縄本島	航空	全区分	—
		船舶	全区分	3 6
石垣周辺離島	県外	航空	全区分	1 0 6
		船舶	全区分	—
	沖縄本島	航空	全区分	7 1
		船舶	全区分	—
与那国島	県外	航空	全区分	1 9 5
		船舶	全区分	—
	沖縄本島	航空	全区分	1 7 1
		船舶	全区分	—
沖縄本島周辺離島	県外	航空	全区分	1 1 3
		船舶	全区分	1 4
	沖縄本島	船舶	全区分	1 1

備考 この表に定める発地又は着地の適用地域は、以下のとおりとする。

- (1) 沖縄本島周辺離島 伊平屋島、伊是名島、伊江島、津堅島、粟国島、渡名喜島、渡嘉敷島及び座間味村に属する離島、久高島
- (2) 石垣周辺離島 竹富町に属する離島
- (3) 「—」は、第5-1-(1)-ア又は第4-1-(2)-アに基づく額
- (4) 「対象区分」について、以下のとおり補足する。
 - ア. 「青果物」については、野菜、果樹、その他の農産物等をいい、かんしょについては、植物防疫法施行規則に基づき処理されたものを対象とする。
 - イ. 「畜産物」は、次のとおりとする。
 - ① 一般社団法人日本畜産副産物協会が定める畜産副産物のうち食用に供する畜産副産物（骨、副生物）を含むものとする。ただし、原皮については、食用に供する限り、これに含まれるものとする。
 - ② 食用牛については、個別認識番号が確認できる12月齢以上かつ60日以内に食用として処理されることが確認できるもの。
 - ③ 山羊については、60日以内に食肉等として処理されることが確認できるもの、山羊肉及び副生物を含むものとする。
 - ウ. 「鮮魚等」において、ヒトエグサ（アーサ）等の海藻類で、輸送形態により乾燥や塩蔵等が必要と認められるものを含む。
 - エ. 次に掲げるものは適用を除外するものとする。
 - ① サトウキビ
 - ② 食品表示法で定める加工品（ただし、交付要綱第2条第7項で定める「一次加工品」を除く。）